

資料編

協働事業事例集

自然・環境

松本大学産学官民協働事業（共催事業）

【働きかけは市民活動団体→教育機関（松本大学）・市】

【目的】

安曇野市の東山一体の歴史・文化を研究し、また自然・環境を保全する活動を進めるため、市民活動団体と大学、市が協働して作業を実施する。

【事業概要】

NPO法人と大学（学生）、また行政との協働により、安曇野市の東山の歴史・文化、自然・環境などの研究、また学生主体とした「いいところ発見調査」を実施し、冊子にまとめた。

【協働の領域】

NPO法人だけではできない事業、また学生が係わることのメリットを活かすため、行政がそのコーディネートを行い、それぞれの役割分担を明確にして事業を行った。



市民活動団体 (NPO 法人)

東山の歴史・文化の伝承、
自然・環境の保全活動。

教育機関 (松本大学)

現地確認と里山の「いい
ところ発見」まとめ。

市

事業推進の支援。

松くい虫被害対策（実行委員会）

【働きかけは市→区など自治会】（南陸郷中村地区里山更新伐事業実施委員会）

【目的】

松くい虫の被害対策として実施する更新伐事業を通じて、森林資源の有効活用と次世代へつなげる里山の再生と保全を目指す。

【事業概要】

里山整備更新伐事業モデル地区として、搬出間伐を行い、間伐材などを製材用材や合板材、薪、紙パルプ材などの用途に県内外へ提供している。南陸郷区中村地区では、集落営農組織の法人化を進め、獣害防護用電気牧柵を先駆けて設置するなど、荒廃した里山の再生に取り組んでいる。



森林組合など

県や市から間伐
などを受託。

区など自治会 (実施委員会) (山林所有者を含む)

更新伐事業を行う。
間伐材を薪や合板用に切り、
乾燥させ、販売する。また、
森林の再生と保全を行う。

市

協定に基づく森
林の再生と保全
に対する支援。

【協働の領域】

地域の山を守る。

アレチウリー斉駆除事業（共催事業）

【働きかけは市民活動団体・企業→市→区など自治会】

【目的】

全国的な問題である特定外来植物が市内にも繁茂しており、区など自治会、企業、市民活動団体及び市との協働により、アレチウリを中心とした駆除を行う。

【事業概要】

平成 23 年度、NPO 法人から市へ呼びかけ、豊科総合支所地域支援課が主体となり、特に繁茂の著しい区を中心に、区長の呼びかけにより区民が駆除作業を年 3 回実施している。これを契機として、企業の参画も増えてきた。

（平成 24 年度から全市的な取り組みを開始）



【協働の領域】

特定外来植物の絶滅を目指す。役割分担の明確化。

市民活動団体 (NPO 法人)

自然環境の保全を目指し、特定外来植物の駆除活動を実施。

企業

企業も積極的に社会貢献活動に参画。以前より、アレチウリ駆除を毎年行う企業があり、全市的な取り組み以降も、参加する企業が増える。

区など自治会

特定外来植物の駆除は、地域の課題という意識から、積極的に活動に参画。

市

特定外来植物の絶滅を目指す。市民への広報、周知と作業への参加を促す情報の提供、絶滅に向けたシステムの強化と広域的な連携を図る。

拾ヶ堰景観形成プロジェクト（補助事業）

【働きかけは市→市民活動団体、市民】

【目的】

憩いの場である拾ヶ堰沿いの「じてんしゃひろば」は、草が伸び放題の状態、安曇野の景観を損ねていたため、草刈りから植栽まで行い、安曇野の景観スポットとする。

【事業概要】

背丈ほどの草を刈り、根を掘り起こし、そこに芝桜と松葉菊を植栽し、市民の拠り所とした。拾ヶ堰景観形成プロジェクトの事務局を市が務める。



【協働の領域】

「じてんしゃひろば」を整備し、市民の憩いの場所としていく。

市民：市民活動団体

草取り、芝桜・松葉菊の植栽、周辺環境美化に努める。

市

当初は、プロジェクトの事務局を務め、事業推進を協働して実施した。その後、プロジェクトの自立により、補助金を支出するほか側面的な支援を行う。

自然・環境

アルプス花街道事業（実行委員会・事業委託・事業協力「協定」）

【働きかけは市→区など自治会、企業、市民活動団体】

【目的】

市民、企業と行政が協働して、安曇野市を訪れる観光客を花でもてなし、安曇野の景観づくりと環境づくりに寄与する。

【事業概要】

市内 10 カ所に市民（各種団体等）、企業、行政などアルプス花街道実行委員会の参加団体を区画割りし、それぞれで植栽、管理等を行っている。平成 9 年から継続しており、旧豊科町の取り組みが全市に広がった。県、市及びアルプス花街道実行委員会の三者によるアダプトシステムの協定を、一部の区間に設けている。



市民活動団体 （アルプス花街道実行委員会）

花街道事業の推進、
実行委員会の運営、
イベントなどの開
催、事業への参加。

市

事業推進のサポ
ート、広報活動、組
織運営支援。

【協働の領域】

安曇野の景観づくり、役割分担による事業の推進。

景観育成住民協定（補助事業）

【働きかけは市民→市→市民（区など自治会）、企業】

【目的】

道路沿線地権者や区などが主体となり、看板の統一や工作物、建築物の制限など、独自のルールを定め、地域の景観づくりに寄与する。

【事業概要】

地域の方々や地権者による組織を立ち上げ、自らが協定書、屋外広告物や工作物・建築物の制限のルールを定め、地域の景観をみんなですべて守っていく。市は、制度の制定、組織の自立化や持続的な活動のための支援を行う。

【協働の領域】

安曇野市の景観を創り育てる。環境を守る。そのための植栽、美化活動の実施。



企業

協定への参加による景観
美化の活動、看板等、規
模の縮小などに協力。

区など自治会 （市民）

協定への参加によ
る景観美化などの
活動を実施。

市

理念等も含めた事業
の説明責任、情報の
提供、市民との情報
の共有を行う。

柏矢町あんしん広場 子育て・介護の悩み相談事業（補助事業）

【働きかけは市→市民活動団体】

【目的】

市の「つながりひろがる地域づくり事業補助金」を利用し、子育てや介護不安に対し、専門職が相談に乗ることで虐待の防止や介護負担の軽減を図る。

【事業概要】

月に1回程度、医師、歯科衛生士、行政書士等の講師を招き、健康維持、介護予防などについて、講演会、勉強会を開催する。相談所を開設し、子育て相談、介護相談にのる。また、介護者の健康の維持管理、ストレッチ体操、リンパマッサージの講習会を開催。



市民活動団体

子育てや介護の相談を受け付け、虐待防止、介護負担の軽減を図る。

市

補助金により支援。

【協働の領域】

補助事業により、地域福祉の向上を図る。

上押野地区 認知症予防講座を通じた地域づくり事業（共催事業）

【働きかけは→区など自治会（上押野区）→社会福祉協議会→企業】

【目的】

高齢社会に伴い、誰もが不安に感じる「認知症」についてその知識を深め、認知症予防について学ぶ。社会福祉協議会、介護施設や病院との連携により、より地域に密着した認知症予防講座を実施する。講座参加者を10人以下でグループ分けをし、認知症予防を学ぶことで、地域リーダーの育成を図る。

【事業概要】

平成25年8月から上押野区長の提案でスタート。現在まで3回、認知症をテーマとした講座を開催。医師を講師として招き、会場は小規模多機能型居宅介護を使用。そのほか木戸ごとの認知症予防の取り組み活動発表を行う。個人相談やファイブコグ検査や脳と体の健康維持を図るための健康相談等を開催。



区など自治会 （上押野区）

事業の実施。
区民への呼びかけ。

企業

会場の提供。

社会福祉協議会

団体をつなげるとともに、講師の紹介。

【協働の領域】

三者一体となった認知症予防による地域づくり。

産業

安曇野の特産品りんごを使った「林檎ナポリタン」の商品化（共催事業）

【働きかけは市→市民活動団体（ブランドデザイン会議）、教育機関（松本大学）、調理師会、市商工会など】

【目的】

2011年、市とブランドデザイン会議により、安曇野市の特産品を使い、食の観点から地域振興を図ることを目的にスタート。

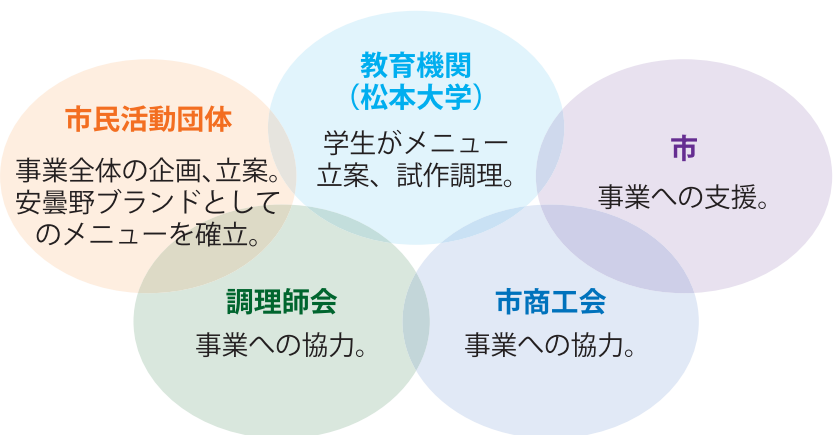
【事業概要】

松本大学との連携により、健康栄養学科の学生に、メニューの立案や、試作調理に携わっていただく。また、調理師会にも協力いただき、学生が立案したメニューを基に、商品化した。2013年10月、安曇野フェスタにて「林檎ナポリタン」を提供。地元の食材を使用し、独創的なメニューである「林檎ナポリタン」を市内の5店舗が提供を始める。安曇野名物を目指し、2014年1月23日、24日に松本で開催された「第9回信州松本安曇野物産展」に出品。



【協働の領域】

安曇野のブランド化。



安曇野 やさいスイーツにおける協働事業（共催事業）

【働きかけは市→市民活動団体（ブランドデザイン会議）、市内菓子店等】

【目的】

安曇野の野菜を使って、自然の恵みをスイーツでお伝えすること、食の情報発信をすることを目的に安曇野やさいスイーツフェアを始める。

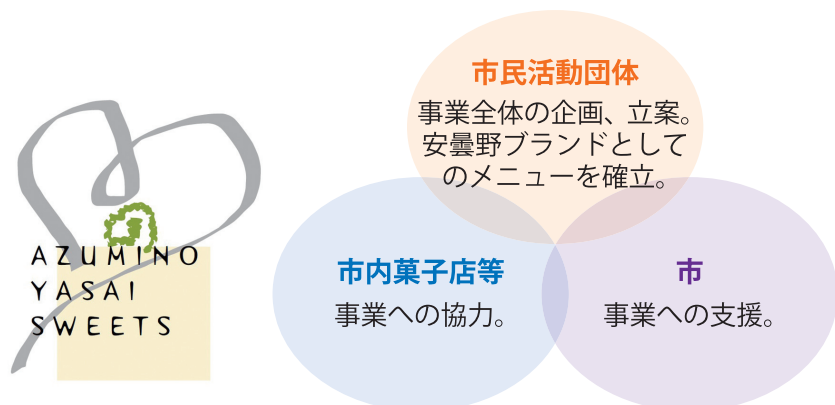
【事業概要】

2013年は、安曇野市の特産品である「わさび」を使用したスイーツの商品化を検討。市内17店舗がそれぞれの特徴を活かしたメニューを考案し、2013年10月21日から同年11月4日までの期間限定で提供。また、スイーツを提供する店舗の協力により、安曇野やさいスイーツシールラリーを実施する。



【協働の領域】

安曇野のブランド化。



伝統・文化

信州安曇野薪能（実行委員会）

【働きかけは市→市民活動団体（実行委員会）、企業、教育機関】

【目的】

市民が気軽に伝統芸能に触れ、市民の自発的な文化芸術活動につなげる。

【事業概要】

平成 3 年から明科地域で行われる信州安曇野薪能。市名誉市民である観世流能楽師の故青木祥二郎先生の文化的業績が現在、ご子息である青木道喜氏らにより引き継がれている。県内外から集まった多くの観客は、松の薪で焚いたかがり火が映し出す幽玄の世界を堪能している。また、近年では公募による小・中学生の参加により、教育・文化のレベルアップにつなげている。

【協働の領域】

伝統・文化の伝承。



教育機関

公募による小・中学生の参加。

市民活動団体 （実行委員会）

会場設営・運営

企業

協賛金、広報（ポスター掲示など）。

市

実行委員会へ補助金を交付。

押野祭囃子・獅子舞伝承事業（実行委員会）

【働きかけは市→市民活動団体（実行委員会）、教育機関（明科高校）】

【目的】

昭和 63 年から途絶えていた、上押野区伝統の祭囃子や獅子舞を復活させることを通じ、後継者育成や地区の伝統文化の継承による地域の人々の生きがいつくり、元気づくり、また、交流促進や地域への誇りや愛着を持つことにつなげる。

【事業概要】

県の実施する元気づくり支援金を利用し、祭囃子・獅子舞の演奏及び演舞の解説書の作成。コミュニティ助成事業による獅子頭等の獅子舞用具一式の購入。平成 26 年度から、松本大学との連携により、学生が獅子舞の笛の演奏や、お祭りの企画に携わることで、伝統文化、地域文化の大切さを学ぶとともに、交流を深める。また、明科高校の先生から笛の指導をいただく。

【協働の領域】

伝統・文化の伝承。



教育機関 （明科高校）

笛の指導。

市民活動団体 （実行委員会）

祭囃子と獅子舞の復活により、地域の伝統文化の伝承を図る。

市

保存会へ補助金を交付。

まちづくり

明科いいまちつくろうかい!! (共催事業・財産の活用)

【働きかけは市民→市→市民、市民活動団体、教育機関 (明科高校など)】

【目 的】

明科地域の活性化、安全・安心で楽しいまちづくりを目指す。

【事業概要】

まちづくりのワークショップをきっかけに、明科地域の活性化と安全・安心で楽しいまちづくりを目的に発足した会で、現在の会員数はおよそ 40 人。地域イベントやあやめの保存・育成への協力参加、市民が集うサロンの開催などを行っている。



【協働の領域】

明科地域の課題解決や地域活性化を目指す。

市民：市民活動団体

地域イベントへの協力参加や事業の企画・運営。

教育機関 (明科高校など)

地域市民活動団体への参加。
文化祭の企画に、地域の皆さんを受け入れ。

市

場所 (複合施設) の提供
や会の事務補助。

あやめ保存会・あやめまつり実行委員会 (補助事業)

【働きかけは市→市民、市民活動団体、教育機関 (明科高校)】

【目 的】

明科龍門淵公園・あやめ公園内のあやめ (花菖蒲) を守り育てる。また、イベント (あやめまつり) 会場の清掃を行う。

【事業概要】

明科龍門淵公園・あやめ公園内のあやめ (花菖蒲) を守り育て、あやめまつりを盛り上げるため、あやめ保存会を中心に、あやめまつり実行委員会、市民活動団体及び明科高校生が参加し、イベント会場となる公園内の草取りやあやめの株分け作業などを実施している。

【協働の領域】

あやめ公園内のあやめを守り育てるとともに、イベントを開催し、多くの市民の皆さんに知っていただく。



市民：市民活動団体

(有償) ボランティア作業
やイベントの開催。

教育機関 (明科高校)

公園の草取りや
あやめの株分け作業。

市

年間を通じた公園全体の
管理作業をあやめ
保存会に委託。

まちづくり

カーブミラーなどシール付け替え（共催事業）

【働きかけは市民活動団体（県長寿社会開発センター松本地区賛助会・安曇野地域会→市）】

【目的】

旧町村名が貼られたカーブミラーを「安曇野市」のシールに付け替える。

【事業概要】

県長寿社会開発センター松本地区賛助会・安曇野地域会が市に申し出て、カーブミラーなど道路安全施設に付いていた旧町村のシールを「安曇野市」に付け替えた。



市民活動団体

道路安全施設のシールの付け替え。

市

シールの作成と作業の支援。

【協働の領域】

道路安全施設は市民の共有財産であり、市民と行政が一体となって取り組む。

桜坂を楽しもう！（共催事業）

【働きかけは市→区など自治会（桜坂区）・市民活動団体】

【目的】

区の課題とその解決方法を、区民がみんなで考え、実行につなげる。

【事業概要】

ワークショップにより、区の課題を抽出し、その解決方法も検討した。より多くの区民の参加を募るため、市民活動団体の2団体に依頼し、大人がワークショップを行う間、子ども対象のバルーンアートづくりを行い、また、終了後に全員による餅つきを行った。



市民活動団体

子ども対象のバルーンアートづくり。餅つきの支援。

区など自治会

区の課題解決のためのワークショップ参加。

市

ワークショップの進行、企画の支援。

【協働の領域】

区の課題解決のために、区など自治会、市民活動団体、市が協働。

まちづくり

資材支給による自営工事（資材提供）

【働きかけは市→区など自治会】

【目 的】

自営工事による市道舗装（修復）、用水路及び生活水路の改修（維持）作業。

【事業概要】

市から資材（生コンや砂利など）の支給を受けて、区民の協力により作業を実施。作業に伴う機材は、区が業者から借り上げる。作業従事者へも日当を支払っている。



区など自治会

作業に伴う機材を業者から借り上げる。作業従事者に（半）日当支給。

市

資材（生コンや砂利など）の支給。

【協働の領域】

安全・安心な道路づくり。

地域の課題解決事業（共催事業）

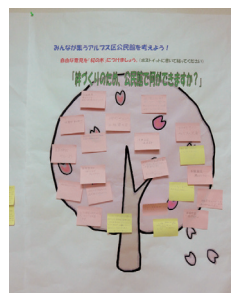
【働きかけは市→区など自治会（アルプス区）】

【目 的】

区が抱える地域課題を抽出し、多くの区民による解決に向け、話し合い、実践する。

【事業概要】

区が抱える課題である「高齢社会」に対し、区として行うべき対策を多くの区民で話し合い、その解決策を探り、実践する。市は、会議やワークショップに参加し、ともに解決に向け取り組む。自主防災訓練も、この一環として実施した。



区など自治会

高齢化が進む区において、区民ができることを検討し、実践する。

市

会議やワークショップへの参加と、課題解決のための支援。

【協働の領域】

一人ひとりの幸せな暮らしを守る。

つながりひろがる地域づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 支え合う地域社会を目指し、市民活動団体が行う自主的で主体的な地域に根ざした市民活動事業に対して、予算の範囲内でつながりひろがる地域づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民が自発的かつ自主的に行う活動であって、公益性があり不特定多数の人の利益に寄与することを目的とする非営利社会貢献活動をいう。ただし、政治活動及び宗教活動は、除く。
- (2) 地域型組織 一定の地域の中で、コミュニティの形成を目的とした市民活動に取り組む組織をいう。
- (3) 目的型組織 NPO、ボランティア団体その他の市民活動を目的として設立された組織をいう。
- (4) 市民活動団体 市内に活動の拠点を置く地域型組織又は目的型組織をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、協働の啓発を伴い、次の各号のいずれにも該当する地域の絆を強める事業とする。

- (1) 市民活動がモデル的であり、発展性及び継続性があること。
- (2) 新たな地域の世代間等市民交流機会の創出が図れること。
- (3) 国、県及び市からの助成を受けていないこと。
- (4) 宗教又は政治関連事業でないこと。
- (5) 特定の企業、団体及び個人の利益を追求する事業でないこと。

(対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、当該団体の区分に応じ、次の表に掲げる要件を満たす市民活動団体とする。

区 分	要 件
地域型組織	次のいずれかに該当すること。 ア 安曇野市区長会を構成する区（以下「区」という。）であること。 イ 地区公民館、地区社会福祉協議会その他の区に関する地縁を基礎とする組織であること。 ウ ア及びイ以外で、地縁による結び付きがあると認められる範囲内に居住する市民が10人以上構成員となっている組織であること。
目的型組織	次のいずれにも該当すること。 ア 市民が5人以上構成員となっていること。 イ 団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。

(交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業の実施に要する次の各号に掲げる経費とする。ただし、事業収入等がある場合は、経費から事業収入等の額を控除して得た額を対象経費とする。

- (1) 事務消耗品費
- (2) 役務費
- (3) 謝礼
- (4) 原材料費
- (5) 印刷製本費
- (6) 借上料
- (7) 備品購入費（事業実施に必要と認められるもの）

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、対象経費の2分の1以内とし、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体は、市長が別に定める申請期限までにつながりひろがる地域づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 補助事業の採択の可否を決定するため、選考委員会を設置し、委員長は市民生活部長を、委員は各支所地域課長、政策経営課長、財政課長及び地域づくり課長をもって充てる。

- 2 選考委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の決定に基づきつながりひろがる地域づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又はつながりひろがる地域づくり事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに市長に申請し承認を得ること。
 - ア 事業の実施箇所の変更等主要内容の変更
 - イ 交付対象経費の変更
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長に申請し承認を得ること。
- (3) 事業終了後、補助事業成果発表会において公表すること。
- (4) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(申請事項の変更)

第10条 市民活動団体は、前条第1号及び第2号に規定する変更が生じた場合は、速やかにつながりひろがる地域づくり事業補助金変更（中止・廃止）等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、つながりひろがる地域づくり事業補助金変更（中止・廃止）等承認通知書（様式第5号）又はつながりひろがる地域づくり事業補助金変更（中止・廃止）等不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

- 第11条 補助金の交付決定を受けた市民活動団体は、補助対象事業が終了したときは、つながりひろがる地域づくり事業補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書は、事業終了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

- 第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告書の審査を行い、交付すべき補助金額を確定し、つながりひろがる地域づくり事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により市民活動団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第13条 市長は、前条の規定により補助金額を確定した後において、補助金を市民活動団体に交付するものとする。ただし、補助事業の執行上、補助金の交付決定後補助事業の実施前に必要と認められる場合は、交付決定額の10分の8以内の額を概算払いで交付することができる。
- 2 市民活動団体は、補助金の交付を受けようとするときは、つながりひろがる地域づくり事業補助金交付（概算払い）請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の取り消し）

- 第14条 市長は、市民活動団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- （1）この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - （2）対象事業を実施しなかったとき。
 - （3）申請の内容と事実が著しく異なったとき。
 - （4）その他市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

- 第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該市民活動団体に対し返還を命ずるものとする。
- 2 補助団体は、対象事業の実施後において、既に交付を受けた補助金に残額があるときは、当該残額を市長に返還しなければならない。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日告示第60号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日告示第57号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日告示第48号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び 協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 市民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指し、協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項の検討並びに計画の効果的推進並びに点検・評価を行うため、安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選考された市民
- (2) 識見を有する者
- (3) つながりひろがる地域づくり事業補助金交付要綱（平成19年安曇野市告示第65号）第2条第4号に規定する市民活動団体の代表者
- (4) 自治会の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。

- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4 会長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 会長が特に必要と認めるときは、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 会長が必要と認める場合は、ワーキンググループに委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部地域づくり課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

策定の経過

年 月 日	事 項	備 考
平成 25 年 5 月 31 日	「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」委嘱式	委員委嘱
	第 1 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	委員会の役割／会長・副会長選任／基本方針及び行動計画の視点／基本方針及び行動計画の構成／ワーキンググループの設置
平成 25 年 6 月 28 日	第 2 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）
平成 25 年 7 月 26 日	先進地視察研修	飯田市／木曾町
平成 25 年 8 月 9 日	第 3 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）
平成 25 年 8 月 23 日	第 4 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）
平成 25 年 9 月 6 日	第 5 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）
平成 25 年 10 月 4 日	第 6 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／キャッチフレーズ
平成 25 年 10 月 17 日	「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」小委員会	前文／キャッチフレーズ
平成 25 年 11 月 1 日	第 7 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／キャッチフレーズ／前文
平成 25 年 11 月 29 日	第 8 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／前文
平成 25 年 12 月 27 日	第 9 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／前文
平成 26 年 1 月 10 日	第 10 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／前文
平成 26 年 2 月 14 日	第 11 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	基本方針（案）／行動計画（案）／概要版
平成 26 年 3 月 5 日	第 12 回「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」	概要版

安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び 協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会委員名簿

【敬称略】

区 分	役 職	氏 名	所 属 等	
自治会の 代表者		市 川 直 哉	市区長会代表	
		大 石 昭 明	市区長会代表	
識見を 有する者	副会長	栗 田 晶	信州大学経済学部准教授	
		福 島 明 美	松本大学地域づくり考房 『ゆめ』専任講師	
	会 長	内 川 勝 治	前市区長会長	
		高 井 康 子	社会福祉協議会	
		宗 像 章	わの会会長	
市民活動団体の 代表者		太 田 雅 之	市民活動団体代表	
		青 柳 多美子	市民活動団体代表	
		小 河 深 美	市民活動団体代表	
		竹 澤 とき子	市民活動団体代表	
		飯 沼 博 則	市民活動団体代表	
公募委員		遠 藤 宏 一		
		上 野 昇		
		布 施 稔		

ワーキンググループの経過

年 月 日	事 項	備 考
平成 25 年 6 月 30 日	第 1 回ワーキンググループ	協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会／ワーキンググループ／協働の課題の確認
平成 25 年 7 月 13 日	第 2 回ワーキンググループ	協働の課題の確認／課題に対する解決策／解決の実現のための具体的方法
平成 25 年 8 月 10 日	第 3 回ワーキンググループ	課題に対する解決策／解決の実現のための具体的方法／解決時期等
平成 25 年 8 月 24 日	第 4 回ワーキンググループ	課題に対する解決策／解決の実現のための具体的方法／解決時期等
平成 25 年 9 月 7 日	第 5 回ワーキンググループ	解決の実現のための具体的方法／解決時期等／具体的企画
平成 25 年 10 月 5 日	第 6 回ワーキンググループ	解決の実現のための具体的方法／解決時期等／具体的企画
平成 25 年 11 月 9 日	第 7 回ワーキンググループ	解決の実現のための具体的方法／解決時期等／実践に向けた企画
平成 25 年 12 月 7 日	第 8 回ワーキンググループ	解決の実現のための具体的方法／解決時期等／実践に向けた企画
平成 26 年 1 月 18 日	第 9 回ワーキンググループ	実践に向けた企画
平成 26 年 2 月 8 日	第 10 回ワーキンググループ	実践に向けた企画
平成 26 年 3 月 8 日	第 11 回ワーキンググループ	実践に向けた企画